

令和7年度

事業計画書



社会福祉法人

南城市社会福祉協議会

令和7年度 南城市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

今日の福祉政策の理念として「地域共生社会の実現」が掲げられるなか、社会福祉法人 南城市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、平成21年度（2009年度）に南城市と初めて一体的に策定した南城市地域福祉計画（活動計画）の3度目の見直しを行い、今年度から第4次計画を南城市と共に進めてまいります。

今回の計画では、制度や分野を越えて市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる社会（共生社会）の実現を目指していきます。

また、全国社会福祉協議会では33年ぶりに「社会福祉協議会基本要項」の改定を進めており、本会職員一人ひとりが改めて社協の使命や住民主体の理念などを再認識し、社協の機能を果たすことが重要です。

深刻化する社会・地域の担い手の減少に伴い、本会では地域住民一人ひとりが役割をもって活躍できるよう地域力を生かした取り組みに努め、支え合いのネットワークの構築に向けて取り組んでまいります。

そのため、本会が行う事業や活動の連動性を高めながら、地域住民および地域の広い分野の関係者との協議や参画を行い、地域福祉の推進を図るために、本会役職員が一丸となって効果的に取り組んでいきます。

基本目標

「第4次いきいき南城しあわせプラン」に基づき、以下の基本目標について取り組んでまいります。

1. 福祉活動に取り組む仕組みをつくる
2. 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる
3. 安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる

1. 福祉活動に取り組む仕組みをつくる

住民一人ひとりが地域に愛着を持ちながら地域福祉の担い手として身近な問題に取り組む活動の裾野を広げていくことが大切です。

そのため、地域福祉活動に関する情報発信の強化を図り、福祉に対する意識を高める啓発活動や福祉教育の充実に努めるとともに、地域福祉を担う人材を育て、活用する仕組みや地域活動に参加しやすい環境の整備を進めていきます。

また、住民同士のつながりを軸に地域活動との連携や多様な交流を通して互いに支え合う大切さを共有し、地域力を活かした福祉活動を推進する地域づくりを進めていきます。

さらに、公共施設等の地域資源を効率的に活用し、住民一人ひとりが健康に心がけ、健康を維持するため、気軽に集うことができる居場所づくりや地域の福祉を推進するための拠点整備を進めていきます。

2. 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる

軽度の生活支援から専門性を伴った公的サービスによる支援まで、地域福祉に関わる複雑・多様化した支援ニーズに対応するきめ細かな相談支援、情報提供を含め総合的にサービスを提供する仕組みをつくることが大切です。

そのため、より身近な場所での相談支援体制と情報提供体制の機能強化を進めるとともに、当事者本位によるサービスの提供を前提に、福祉サービスの質的な向上と権利擁護に努めます。

また、地域、市、福祉事業所、福祉関係機関団体等を総合的に活用し、当事者が必要とする支援を適切なサービスにつなげるコーディネート機能の強化を図る等地域の福祉力を高める取り組みを進めていきます。

さらに、必要な人に、必要な福祉サービスを提供するためには、住民相互の顔と顔が見える関係を築き、多様な福祉活動を通して生活課題を共有・連携することで問題解決を行うネットワークの構築が大切です。そのため、住民主体の福祉活動、ボランティア等の連携や福祉関係機関団体等との横断的な連携・協力体制により、誰一人取り残さない取り組みを進めていきます。

3. 安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、移動手段の確保や防犯・災害対策などの支援体制の連携を強化し、市民一人ひとりの幸せが市全体の幸せにつながる取り組みを推進します。

重点項目

1. 地域福祉ネットワーク活動の拡充

少子高齢化や一人暮らし世帯、核家族の増加が進み、家庭・地域における支え合いの基盤が弱まっています。住民一人ひとりが、地域の中でいきいきと安心して暮らしていくためには、地域住民自ら身近な生活課題に取り組み、お互いに支え合う地域共生社会の実現が求められています。

本会では、市内各地域と関係機関等との連携のもと、「ゆいハート地域づくり事業」を実施し、その活動を通して、地域住民がともに支え合う地域づくりを進めていきます。

(1)「くらしの相談窓口」の実施

・住民に身近な公民館等で、住民の様々な生活課題について社協（地域福祉コーディネーター）や南城市社会福祉関係機関・団体連絡会（福祉専門職員）が相談に応じ、相談者の課題を整理し、必要な助言・支援、各種関係機関等と連携を図り課題の解決に取り組みます。

(2)「地域支え合い委員会」の設置

・地域における見守り体制の組織化や、地域の様々な課題の解決に向けた情報交換・課題共有・解決策の検討を行う「地域づくりを考える協議の場」として設置し、必要に応じて各種関係機関・行政等と連携して“共生・協働・互助の地域づくり”に取り組みます。

(3)「ハートのまち福祉講座」の実施

・共生・協働・互助の地域づくりに向けて、地域福祉活動への関心を今以上に深めて頂く機会として、福祉講座に取り組みます。

一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市

～地域の互助力を高めるために～

【実施主体】：南城市社会福祉協議会

ゆいハート地域づくり事業

（令和7年度 8地域指定 指定期間：2年 助成金 年 40,000円）
●地域公民館を拠点に、下記の①～③三つの内容で取り組みます！

（第4次いきいき南城しあわせプラン利率版）

【協賛団体】

南城市社会福祉関係機関・団体連絡会

南城市内の児童、障がい、高齢者分野の施設等36カ所、各種関係機関福祉団体16団体が協賛される、市民のニーズに対し効果的な活動や支援を推進することを目的に組織された連絡会

【社協 地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター】

- ★指定地域との調整、連携、協力
- ★困りごとや課題解決に向けての取り組み
- ★気になる世帯への訪問支援
- ★支え合い委員会への協力
- ★講座（講師）調整等

＜支援関係機関等＞
・地域包括支援センター
・障害者相談支援事業
・自立相談支援事業など

連携

協力

①「くらしの相談窓口」

★地域に身近な相談支援

（各指定地域 隔月1回）

③「ハートのまち福祉講座」

★地域福祉活動への参加支援

（各指定地域 年1回程度）

老人クラブ

②「地域支え合い委員会」（第3層協議体）

★地域づくりに向けた支援

（各指定地域 開催回数は地域と調整 ※年6回以上）

民生委員

- ・事業の周知及び連絡調整
- ・相談へのつなぎ
- ・地域の課題解決に向けての取り組み
- ・地域支え合い委員会への参加等

協力

連絡会加入機関・団体のご協力を頂きながら取り組みます！

- ★「くらしの相談窓口」への相談員派遣
- ★必要に応じて「地域支え合い委員会」への参加
- ★気になる世帯への訪問支援
- ★見守り活動への協力（友愛訪問、おひっこ見守り隊、行事へのお招き等）
- ★お掃除ボランティア
- ★「ハートのまち福祉講座」への講師派遣（介護、認知症、障がい、子育て支援、スポーツ体験等・・・）



「ゆいハート地域づくり事業」は「豊かな地域社会づくり」をめざして、各関係機関との連携協働による様々な取り組みを地域の皆様と共に進めます！

社会福祉法人 南城市社会福祉協議会 ☎098-917-5692

事業項目

1. 会務の運営並びに連絡調整

- (1) 理事会 年4回
- (2) 評議員会 年3回
- (3) 監査の実施 年2回（5月、10月）
- (4) 評議員選任解任委員会の開催
- (5) 正副会長合同会議の開催（毎月1回）
- (6) 各課連絡会議の開催（総務課・地域福祉課・介護保険課）
- (7) 社協・市福祉部との連絡調整（随時）
- (8) 地域福祉関係者連絡会（区長・自治会長、民生委員、社協、行政担当課）
 - ・区長・自治会長に対し、住民の身近な相談相手である民生委員の活動について、周知する機会と充実した地域福祉活動を目指し実施する。
- (9) 委員会等の開催
- (10) 役員・職員研修会の開催
- (11) 職員資格取得助成
- (12) 社協会員（戸別会員・賛助会員・施設会員・団体会員・特別会員）の加入促進
〈期間〉：7月1日～31日／社協会員加入推進月間
 - ・本会の理解と普及に努め、会員及び会費の増強に努める。
- (13) 事業評価会議の開催
- (14) 福祉基金、積立金の運用管理
- (15) 南部地区社連各担当者連絡会への派遣
- (16) 税理士事務所による巡回指導
- (17) 県社協・関係機関、施設団体等との連絡調整（随時）

2. 調査広報啓発活動

- (1) 社協だよりの発行 年6回（奇数月）
- (2) 社協ホームページ・facebook・Instagramの充実（随時更新）
- (3) 各種調査活動の実施
- (4) 福祉週間等の啓発活動（児童福祉、老人福祉、障がい者福祉）
- (5) 市広報紙及びマスコミの活用（随時記事提供）
- (6) 県社協、他機関団体の調査等への協力
- (7) 第4次いきいき南城しあわせプランの推進（令和7年～令和11年度）
 - ・南城市地域福祉（活動）計画の将来像である「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」の実現に向け、様々な事業を推進する。

3. 低所得者に関する事業並びに法外援護活動

- (1) 生活福祉資金貸付事業（生活困窮者自立相談支援事業との連携） 【県社協受託事業】
 - ・低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図る。

- (2) 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援
 - ・ 特例貸付を償還免除となった借受人へのフォローアップ
 - ・ 償還免除申請に未応答の借受人へのフォローアップ
 - ・ 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人へのフォローアップ支援個別的な支援を行うとともに、増加している生活福祉資金貸付制度に関する相談への対応を図る。
- (3) 火災・天災及び緊急時の法外援護活動
 - ・ 市内に居住し緊急支援を必要とする者への法外援護金や災害により被害を受けた者への見舞金を支給し、物的又は精神的な痛手を緩和するための支援を図る。
- (4) 歳末たすけあい募金による困窮世帯への援助活動 〈歳末募金配分事業〉
 - ・ 地域の調査等であがった生活困窮世帯に新たな年を迎える時期に義援金の支給を行い、地域とのつながりを深める。

4. 老人福祉に関する事業

- (1) 地域ふれあいミニデイサービス事業 【市受託事業】
 - ・ 高齢者ができる限り要介護状態にならないよう、地域の公民館へ指導員や看護師を派遣して地域のボランティアの協力のもと各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消及び自立生活の支援を図る。
 - ①スポレク大会（各地域） ②ボランティア研修会 ③介護予防教室事業
- (2) 介護支援ボランティアポイント制度事業 【市受託事業】
 - ・ 地域ふれあいミニデイサービス事業のボランティア活動、その他の社会的活動に参加することを支援及び奨励し、活動実績に応じたポイントを商品券等に転換して交付する。
- (3) 高齢者筋力向上トレーニング事業 【市受託事業】（施設：沖縄メディカル福祉総合センター2F）
 - ・ 巡回バスを運行し、心身機能の維持回復が必要な高齢者に対して、閉じこもり防止や、転倒の予防、日常生活の自立支援を図る。（シニア健康塾、男塾）

5. 児童福祉に関する事業

- (1) ファミサポ利用者負担軽減事業
 - ・ 出産や病気治療あるいは、家族の介護などのためにファミサポ利用を必要とする者で、利用料の支払いが困難な者へ利用料の一部を助成し、子育ての負担軽減を図る。

6. 障がい者福祉に関する事業

- (1) 声の広報配布事業 【協力団体：音訳サークルアイアイなんじょう】
 - ・ 視覚に障がいのある住民に対し、広報紙や新聞記事などを音声に訳し情報提供すること
で、コミュニケーション支援及び社会参加の促進を図る。
- (2) 移動支援事業（南城市社協ヘルパーステーション）
 - ・ 屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行う。
- (3) 南城市障がい者ふれあい交流会【実行委員会】
 - ・ 障がい者が軽スポーツをとおして様々な団体との交流を通じて社会参加を図る。

7. 母子父子福祉に関する事業

(1) 受験生チャレンジ事業

- ・家庭の事情で、高校受験の模擬試験を受けることが厳しい子どもを対象に、市内の学習塾の協力を得て模擬試験の受験料の支援し、志望校等の進路先を決定の一助とする。

8. ボランティアセンター事業

(1) ボランティアセンター事業の実施／ボランティアコーディネーター配置【一部市補助】

- ・ボランティア情報の発信や福祉教育の支援、市民のニーズのコーディネートなどを行うために、ボランティアコーディネーターを配置し、市内のボランティア活動の推進を図る。

①ボランティア活動相談 ②登録・コーディネート ③保険加入促進

④ボランティア団体支援

(2) ボランティア活動推進校指定事業

- ・保育園、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校を「ボランティア推進校」として指定し、一貫した福祉教育で思いやりの心を育み「自分たちで考え行動する力が身につくように」様々な体験等、プログラムの活動費を支援及び相談援助を行う。

(3) お掃除ボランティア事業の実施

- ・市内の一人暮らし高齢者や障がい者世帯で、屋敷の掃除や草刈りが困難な世帯に対し、地域団体、福祉施設、企業団体等からボランティアを募り、必要な世帯へマッチング支援を行う。

(4) ボランティア養成講座

- ・地域で求められている様々なボランティア活動を広く周知するとともに、住みよいまちづくりのために地域活動に関わりたいという方々を対象に講座を実施する。

(5) 相談援助実習等の受入

(6) 市内小中高等学校等への福祉学習の協力／福祉用具貸出及び指導、講師紹介

(7) 学童募金・街頭募金の取り組み／赤い羽根共同募金などの呼び掛け実施

(8) 使用済み切手等の収集／市内福祉施設、企業及び市役所各課窓口への協力依頼

(9) ボランティア団体支援／音訳サークルなど

(10) 見守り活動・傾聴ボランティア／要支援者等へのコーディネート

(11) ハートフルポイント事業

- ・地域ふれあいミニデイサービス事業のボランティア活動実績に応じたポイントを商品券等に転換して交付する。65歳未満の方で年間を通してボランティア活動ができる者

(12) 災害ボランティアセンター機能の充実

- ・南城市と南城市社協の災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定（合同訓練）
- ・沖縄県社会福祉協議会災害時相互応援協定

9. 地域福祉ネットワークづくり事業

(1) コミュニティーソーシャルワーク事業

- ・各中学校圏域に、地域福祉コーディネーターを配置し、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援、多様なニーズに対応するため、社協独自のサービスの活用や自立支援を基本とし必要に応じて柔軟に活用できる支援費を充て、生活圏域の環境整備や地域のネットワーク化に関係者を巻き込んで取り組む。

(2) 地域包括合同会議

- (3) 「ふくふく相談所」の開設／法律相談（年24回） 内6回は日曜日開設
- (4) 生活支援体制整備事業 【市受託事業】
- ・地域住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、「協議体」（話し合い）や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを進めていく。
- ①生活支援コーディネーターの配置 ②第2層協議体（第3層協議体）の開催
- (5) 地域支え合い支援事業 【市補助事業】
- ・自治会単位の近隣住民の助け合いにより住民が住み慣れた地域で支え合い、安全で安心して生活できる環境を整備するとともに、地域の互助および見守りネットワーク体制を図る。
- ①「要配慮者の把握や見守る体制づくり」 ②「要配慮者の緊急時に備えた各種サービス等の登録や利用の促進」 ③「協力者の普及や活動推進にかかる活動」
- (6) 避難行動要支援者個別計画の作成支援【新規】
- ・高齢者や障がい者などで災害時等に自ら避難することが困難で、避難行動要支援者名簿への登録及び支援を希望した者への計画作成の支援を行います。
- (7) ゆいハート地域づくり事業
- ・市内各地域と関係機関等との連携のもと、地域づくり支援事業を実施し、地域住民がともに支え合う地域づくりを目指し公民館を拠点に、3つの活動を通して共生・協働・互助による地域づくりに向けて取り組む。
- ①くらしの相談窓口 ②地域支え合い委員会 ③ハートのまち福祉講座
- (8) 南城市社会福祉関係機関・団体連絡会
- ・市内の業種の異なる福祉関係施設、団体が参画、相互に情報交換をし、連携を深め、協働しながらそれぞれの専門性を活かした地域支援活動を推進する。
- (9) つながるフードドライブ
- ・庁舎内を拠点に市民や関係者を巻き込みフードドライブの取り組みを行うために、行政と社会福祉協議会が一体となって“つながるフード”ドライブを実施する。
- (10) THANKS（サンクス）運動の推進
- ・「住民主体の支え合い活動・住民相互の取り組み」「地域における課題に対して関係機関が連携して対応する取り組み」「コミュニティーソーシャルワークを担う人材の配置」を推進し、地域住民や福祉関係者のみならず様々な分野の団体・機関等が参画することを柱にした県民運動
- (11) 地域における公益的な取り組みの推進
- ・社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性やノウハウを活用して、地域での福祉活動への参画、災害時の要支援者への安心・安全の仕組みづくり、子どもや地域住民の居場所づくり、住民に身近な相談窓口など制度の狭間にあるニーズなどに対応した無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する取り組み。

10. 福祉サービス利用者援助事業

- (1) 日常生活自立支援事業 【県社協受託事業】【一部市補助】
- ・判断能力が不十分な高齢者や障がい者が福祉サービスを利用する際の利用援助や金銭管理、重要書類等の預かり、保管などの支援をとおして、日常生活の自立支援を図る。
- (2) 金銭管理サポート事業
- ・日常生活自立支援事業での支援が困難な者で、緊急に金銭管理等を必要とする者に対し

て、他の社会資源の活用が可能となるまで暫定的に、日常的な金銭管理等の支援を行う。

(3) 福祉サービスに関する苦情解決事業

- ・ 本会が提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決を図る。
- 苦情受付担当者、解決責任者の配置、第三者委員（4名）の配置

(4) 福祉用具貸出事業

- ・ 高齢者や障がい者が在宅での日常生活が安全・円滑に行えるように、生活環境の整備に支援する。
- (福祉用具：車イス、シャワーチェア、歩行器、杖など)

1 1. 福祉団体との連携・協力

(1) 南城市民生委員児童委員連絡協議会（事務局担当） 一斉改選12月

- ・ 地域福祉の最前線で活動する民生委員・児童委員と連携し、市内の地域福祉の増進を図るために事務局を担い、活動の支援を行う。

(関連事業：定期総会、役員会、各民児協定例会、民協、社協合同研修会、各種研修会)

(2) 南城市老人クラブ連合会（事務局担当）

- ・ 老人クラブは「健康」「友愛」「奉仕」の三大活動に取り組むことで、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら活動を続けている。その事務局を担い、活動の支援を行う。

①老人クラブ大会 ②理事会 ③各種スポーツ大会 ④友愛訪問活動 ⑤研修会等

(3) 南城市身体障がい者福祉協会

(4) 南城市母子寡婦福祉会

(5) 南城市手をつなぐ育成会

(6) その他必要と認められる団体

1 2. 共同募金運動の実施

(1) 沖縄県共同募金会南城市共同募金委員会の運営

(2) 赤い羽根共同募金運動の実施 〈運動期間〉10月1日～3月31日

- ・ 誰もがができる助け合いの仕組みづくりへの参加を促進し、地域福祉活動の拡充につなげる。

募金種類：戸別、職域、事業所、個人、学童、街頭

募金奉仕者：自治会長・区長、民生委員、福祉施設関係者、教職員、児童・生徒会など

(3) 歳末たすけあい運動の実施 〈運動期間〉12月1日～31日

- ・ 市内の困窮世帯が明るいお正月を迎えられるように、戸別募金を主とした活動を展開する。
- ・ 歳末たすけあい募金配分委員会の開催（義援金配分世帯の決定）

(4) その他（災害募金運動の実施）

1 3. 介護保険制度関連事業の実施

(1) 指定訪問介護事業／介護予防訪問介護相当サービス（南城市社協ヘルパーステーション）

- ・ 訪問介護員を派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他日常生活上の支援を図る事業所

生活援助：掃除や洗濯、買い物や調理など

身体介護：入浴や排せつのお世話

(2) 介護保険事業財政調整基金の運用管理

- (3) リスクマネジメントの強化
- (4) 介護保険事業経営会議の実施
- (5) その他介護保険に関する連絡調整、広報活動

14. 障害者総合支援事業の実施

- (1) 指定訪問介護事業／障害者福祉サービス（南城市社協ヘルパーステーション）
 - 居 宅 介 護：入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などの他、通院時の付添支援を行う。
 - 重度訪問介護：重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ食事などの手助けや、外出時の移動支援を行う。
 - 行 動 援 護：知的障がいや精神障がいで、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出時の移動支援を行う。
 - 同 行 援 護：視覚障がいで、ひとりでの移動が難しい人のために、外出の際の同行移動支援及び、外出先での代筆や代読支援を行う。
- (2) その他事業に関する連絡調整、広報活動

15. 特定旅客自動車運送事業の実施（南城市社協ヘルパーステーション）

- (1) 通院等乗降介助
 - ・利用者の自宅等と医療機関等との間の送迎輸送を行う。
- (2) 同行援護事業
- (3) 移動支援事業
 - ・屋外で移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出時の移動支援を行う。

16. 知念社会福祉センターの運営管理

- (1) 市民の福祉向上を図るための施設の提供
- (2) 市民の健康維持増進を図るための施設の提供
- (3) 運営管理、借用者への対応、施設整備

17. その他

- (1) その他社会福祉に関する必要な事業の実施